

2006年7月13日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

保健福祉総合システムの運用管理事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2006年6月30日付けで諮問（第202号）された保健福祉総合システムの運用管理事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による本人に通知しないことは、3審議会の判断理由の(2)に述べたところにより認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。
- (4) 3審議会の判断理由の(4)に述べたところにより、安全対策については必要な措置が施されていると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知をしないことの合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性についての合理的理由は次のとおりである。

- (1) 諮問に至った経過

本格的な高齢化社会の到来により、社会構造や生活様式も多様化し、それに伴い介護保険制度をはじめ社会保障制度も大きく変革し、保健福祉施策に対する市民ニーズは個々の価値観も多様化する中で、本市では昭和63年4月に市民部と福祉部を統合し現在の福祉健康部として総合的な体制を構築し、様々な福祉政策の充実に向け取り組んでいる。

しかし、年々増加する事務量の中で、迅速かつ的確にサービス提供する必要から、コンピュータによる福祉健康部内共通のシステム構築は不可欠であり、平成7年7月に福祉健康部における各種業務処理のコンピュータ利用について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問をし、コンピュータ利用を認めるとの答申を受け、平成7年から平成10年にかけて保健福祉総合システムを構築し現在に至っている。

(2) 目的外利用させる必要性について

福祉健康部内各種業務に係る個人情報をも本人以外のものから収集すること、目的外利用すること及び本人通知の省略については、平成14年12月18日に藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、福祉健康部内の各種業務は他課の関連業務の情報が不可欠であり、対象者が延べ約30万人と多人数で一定期間に本人から収集することが物理的に困難であること、また各種サービスの提供については法令上の基準を満たすものかどうかを確認し受給可否の判断をする必要から、他課の関連業務の情報は不可欠であり、福祉健康部内の他の行政目的によって収集された個人情報を活用することが合理的であること、また福祉健康部内の各種業務は、対象者へのサービス提供を目的とし、通知しないことが本人への不利益となるものではないことから、平成15年5月8日付けでそれぞれ必要性を認めるとの答申を得たものである。

今回目的外で利用させる情報は、福祉健康部内で通常の業務で利用する保健福祉総合システムから収集するものであるが、平成14年12月の諮問時の目的外に利用させる業務に含まれておらず、平成18年4月の介護保険法の改正により、高齢福祉課において介護保険地域支援事業として取り組む事務であり、新たな利用目的であることから改めて諮問をするものである。

当該事業の概要については、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域で健康に暮らし続けていけるよう、各種介護予防にかかる支援事業を市町村の責任において実施するものであり、対象としては、要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の者（以下、特定高齢者という）となっている。さらにこの中から基本健康診査と一体となって実施される生活機能評価を基に、生活機能が低下しているおそれのある高齢者を早期に把握し、適切な事業につなげていくものとしている。この特定高齢者の決定の条件として、介護保険法に定める要支援・要介護認定を受け

ていないこと、とあるため、要支援・要介護認定結果を持つ者を特定高齢者の中から識別する必要がある。さらに重複選定を防ぐため、関係業務課が既に把握している者を識別する必要がある。

以上のことから保健福祉総合システムで保有する、受給事業一覧情報について、目的外利用させることにより、介護予防事業の本来目的が達成されるとともに、本人の心身の状況、及びその置かれている環境その他の状況に応じた適切な事業を包括的かつ効率的に実施できることから、保健福祉総合システムにより目的外に個人情報を利用させる必要性があると考えられるものである。

(3) 目的外利用させる個人情報の内容について

(保健福祉総合システムからの収集項目＝受給事業一覧情報)

特定高齢者の

- ① 氏名・生年月日
- ② 生活支援型デイサービス利用の有無
- ③ 生活支援型ホームヘルプ利用の有無
- ④ 生活支援型ショートステイ利用の有無
- ⑤ 給食サービス利用の有無

(4) 目的外利用させることに伴う本人通知の省略について

個人情報を「目的外利用」させることについての本人への通知は、基本健康診査受診者が5万人弱と多数に上るにもかかわらず、そのほとんどは地域支援事業の対象になる特定高齢者には該当しないことが推定される。あわせて、対象外の人については、何のための通知かととまどうことが懸念される。さらに、通知すべき相手が5万人弱の多数であり、目的外に利用する個人情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから、個々の通知を省略し、代わりに個人情報を目的外に利用させること及びその情報の内容を事前に広報により周知することとする。

(5) コンピュータ処理について

この特定高齢者の選定業務は迅速かつ適確な業務処理を必要とするが、本市の場合、65歳以上の基本健康診査受診者は約5万人弱と多人数であること、同診査受診期間は5月～7月（平成18年度）と集中していること、選定要件が複雑であること、対象者の推定人数は3000人弱が見込まれることなどから、迅速かつ正確に処理するためには、65歳以上の基本健康診査受診者全員の生活機能評価結果に、当該情報以外の必要な情報を含めた特定高齢者を抽出するコンピュータによる処理が必要と考える。

また、さらに、絞られた候補者の受診結果等（コンピュータ出力物）を個別審査することにより特定高齢者を決定し、当該対象者へ適切と考えられる各種

介護予防事業を選考の上、その利用を勧奨するための通知等も迅速かつ確実な処理を要するため、コンピュータによる処理を必要としている。

なお、平成19年度からは今回の生活機能評価結果を基に事業を継続することが見込まれていることから、特定高齢者にかかる集計等を可能とするため、保健福祉総合システムに、特定高齢者情報のうちの一部（決定情報）を入力するものとする。

ア 出力物

(ア) 特定高齢者候補者リスト

（候補者から決定するためのリスト／高齢福祉課使用）

出力する項目：・氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、
・服薬状況、身体計測（身長・体重・BMI）、血圧、
貧血検査結果、血清アルブミン値、心電図検査結果
・理学検査結果、基本健康チェックリスト、総合判定
・医療機関番号、医療機関名、診査年月日
・要支援・要介護認定結果
・現在受給している保健福祉事業名
・特定高齢者候補理由
・利用勧奨介護予防事業名
・担当する地域包括支援センター名

(イ) 特定高齢者候補者名簿（FD）

（候補者から決定した者のリスト・一覧名簿・勧奨通知用宛名ラベル・
勧奨通知作成用に決定情報を入力するため使用するもの／高齢福祉課使用）

出力する項目：氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、
特定高齢者候補理由、利用勧奨介護予防事業名、
担当する地域包括支援センター名

(ウ) 特定高齢者決定者リスト

i 特定高齢者決定者リスト

（特定高齢者候補者から決定した者について再出力／高齢福祉課使用）

出力する項目：氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、
・服薬状況、身体計測（身長・体重・BMI）、血圧、
貧血検査結果、血清アルブミン値、心電図検査結果
・理学検査結果、基本健康チェックリスト、総合判定
・医療機関番号、医療機関名、診査年月日
・要支援・要介護結果

- ・現在受給している保健福祉事業名
 - ・特定高齢者決定理由
 - ・利用勸奨介護予防事業名
 - ・担当する地域包括支援センター名
- ii 特定高齢者決定者リスト（地域包括支援センター使用）
（市内包括支援センター別に各市域包括支援センターが担当する者についてのみ提供するもの）
- 出力する項目：氏名、生年月日、性別、住所、電話番号
- ・服薬状況、身体計測（身長・体重・BMI）、血圧、貧血検査結果、血清アルブミン値、心電図検査結果
 - ・理学検査結果、基本健康チェックリスト、総合判定
 - ・医療機関名、診査年月日
 - ・現在受給している保健福祉事業名
 - ・特定高齢者決定理由
 - ・利用勸奨介護予防事業名
 - ・担当する地域包括支援センター名
- (エ) 特定高齢者決定者一覧名簿（高齢福祉課使用）
- 出力する項目：氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、特定高齢者決定理由、利用勸奨介護予防事業名、担当する地域包括支援センター名
- (オ) 特定高齢者決定者一覧名簿（地域包括支援センター使用）
（市内包括支援センター別に各市域包括支援センターが担当する者についてのみ提供するもの）
- 出力する項目：氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、特定高齢者決定理由、利用勸奨介護予防事業名、担当する地域包括支援センター名
- (カ) 介護予防事業利用勸奨通知及び宛名ラベル
- 出力する項目：氏名、住所、特定高齢者決定理由、利用勸奨介護予防事業名、担当となる地域包括支援センター名
- イ 保健福祉総合システムに入力する決定情報
- 入力する項目：氏名、決定年月日、決定理由、勸奨介護予防事業名、担当の地域包括支援センター名、利用介護予防事業名
- (6) 安全対策及び日常的な処理体制
- 保健福祉総合システムについては、非公開系ネットワークとして構築するため、外部との接続を行わない。そのため、外部からのアクセスを許可せず、個

個人情報の漏洩について防止している。システムへの入力については、操作者はID、パスワードを設定するとともに高齢福祉課担当職員に限定する。また、入力したデータについては、高齢福祉課以外は参照することができない。

なお、処理においてはIT推進課における処理を前提とし、市民健康課の保健所システムから生活機能評価結果データから特定高齢者を抽出後、保健福祉総合システムから必要情報を抽出し、業務処理に必要な出力を行うものである。

(7) 実施時期について

2006年9月1日以降予定。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由に理由により、以下(1)から(3)までの判断をするものである。

(1) 目的外に利用させる必要性について

実施機関の説明によると、当該事業の概要については、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域で健康に暮らし続けていけるよう、各種介護予防にかかる支援事業を市町村の責任において実施するものであり、対象としては、要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる特定高齢者となっている。さらにこの中から基本健康診査と一体となって実施される生活機能評価を基に、生活機能が低下しているおそれのある高齢者を早期に把握し、適切な事業につなげていくものとしている。この特定高齢者の決定の条件として、介護保険法に定める要支援・要介護認定を受けていないこと、とあるため、要支援・要介護認定結果を持つ者を特定高齢者の中から識別する必要がある。さらに重複選定を防ぐため、関係業務課が既に把握している者を識別する必要がある。

以上のことから保健福祉総合システムで保有する、受給事業一覧情報について、目的外利用させることにより、介護予防事業の本来目的が達成されるとともに、本人の心身の状況、及びその置かれている環境その他の状況に応じた適切な事業を包括的かつ効率的に実施できることから、保健福祉総合システムにより目的外に個人情報を利用させる必要性があると認められる。

(2) 目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

個人情報を「目的外利用」させることについての本人への通知は、基本健康診査受診者が5万人弱と多数に上るにもかかわらず、そのほとんどは地域支援事業の対象になる特定高齢者には該当しないことが推定される。あわせて、対象外の人については、何のための通知かととまどうことが懸念される。さらに、通知すべき相手が5万人弱の多数であり、目的外に利用させる個人情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施

機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから、個々の通知を省略し、高齢福祉課が個人情報をも目的外に利用すること及びその情報の内容を事前に広報により周知することとしている。

これらのことから、本人に通知をしないことの合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

この特定高齢者の選定業務は迅速かつ適確な業務処理を必要とするが、本市の場合、65歳以上の基本健康診査受診者は約5万人弱と多人数であること、同診査受診期間は5月～7月（平成18年度）と集中していること、選定要件が複雑であること、対象者の推定人数は3000人弱が見込まれることなどから、迅速かつ正確に処理するためには、65歳以上の基本健康診査受診者全員的生活機能評価結果に、当該情報以外の必要な情報を含めた特定高齢者を抽出するコンピュータによる処理が必要となる。

また、さらに、絞られた候補者の受診結果等（コンピュータ出力物）を個別審査することにより特定高齢者を決定し、当該対象者へ適切と考えられる各種介護予防事業を選考の上、その利用を勧奨するための通知等も迅速かつ確実な処理を要するため、コンピュータによる処理を必要としている。

なお、平成19年度からは今回の生活機能評価結果を基に事業を継続することが見込まれていることから、特定高齢者にかかる集計等を可能とするため、保健福祉総合システムに、特定高齢者情報のうちの一部（決定情報）を入力するものとする。

以上より、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

(4) 安全対策について

保健福祉総合システムについては、非公開系ネットワークとして構築するため、外部との接続を行わない。そのため、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩について防止している。システムへの入力については、操作者はID、パスワードを設定するとともに高齢福祉課担当職員に限定する。また、入力したデータについては、高齢福祉課以外は参照することができない。

なお、処理においてはIT推進課における処理を前提とし、市民健康課の保健所システムから生活機能評価結果データから特定高齢者を抽出後、保健福祉総合システムから必要情報を抽出し、業務処理に必要な出力を行うものである。

以上より、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上